

令和5年度 第1回鈴鹿市地域ケア推進会議 議事概要

日時 令和5年5月25日（木）午後1時30分

場所 男女共同参画センター 3階ホール

出席委員：18名

藤原 芳朗（会長・議長）、藤田 浩弥（副会長）、辻川 真弓、林 竜一郎、
岡田 圭二、吉田 ひとみ、菊山 佳昌、齋藤 綾子、長谷川 友子、
寺田 隆、山本 勝也、山本 裕一、伊藤 美和、渥美 大輔、玉田 浩一、
中条 裕、菅谷 信之、岸 俊子

事務局：17名

中村 昭宏（健康福祉部長）
長尾 浩幸（健康福祉部次長兼社会福祉事務所長）
中上 陽子（健康福祉部長寿社会課長）
濱口 貴雄（健康福祉部長寿社会課管理グループリーダー）
笠井 亨（健康福祉部長寿社会課高齢者福祉グループリーダー）
伊藤 美宮（健康福祉部長寿社会課高齢者福祉グループ）
今西 優子（健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室長）
松浦 万里子（健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室）
伊藤 峻（健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室）
相良 大輝（健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室）
服部 亨（健康福祉部健康福祉政策課長）
川井 大右（環境部環境政策課環境保全グループリーダー）
三谷 哲也（環境部廃棄物対策課管理企画グループリーダー）
高山 剛（環境部廃棄物対策課廃棄物対策グループリーダー）
古市 真弘（鈴鹿市基幹型地域包括支援センター長）
田中 浩樹（鈴鹿市社会福祉協議会地域福祉課地域福祉グループリーダー・
第1層生活支援コーディネーター）
佐藤 秀人（鈴鹿市社会福祉協議会地域福祉課権利擁護グループリーダー）

《会議の概要》

- 1 あいさつ
健康福祉部長あいさつ
- 2 事務局紹介
- 3 鈴鹿市地域ケア推進会議（鈴鹿市高齢者施策推進協議会）について
- 4 委員の自己紹介
- 5 会長、副会長の選任

6 議事

(1) 会議の公開について

【会長・議長（藤原）】

会議の公開について事務局より説明願います。

【事務局（中上）】

「会議の公開について」説明いたします。本会議におきましては、原則公開としております。本日の傍聴人は、0人です。本日は、傍聴を希望される方がいないことを報告いたします。

本会議の開催につきましては、市広報、市ホームページにて事前に公表しております。会議録につきましては、市ホームページにて公開してまいります。

なお、会議録を作成するため、録音をさせていただきたいと存じますが、この録音は、会議録作成にのみ使用し、会議録の作成が済みましたら消去いたしますので、御了承賜りますようお願いいたします。

また、委員の皆様には、発言の時にお名前を言ってからお話しいたしますと、議事録作成の関係で、大変助かりますので、御協力をお願いします。

では、録音ボタンを押させていただきます。

・・・録音開始・・・

(2) 報告事項

ア 地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備の進捗状況

【会長・議長（藤原）】

「ア 地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備の進捗状況」について事務局より説明願います。

【事務局（中上）】

報告事項「ア 地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備の進捗状況」については、健康福祉政策課長の服部から報告いたします。

【事務局（服部）】

それでは、追加資料1をもとに説明をもとに説明させていただきます。資料の2枚目を御覧ください。

近年、地域や家族など、つながりが希薄化している中で、生活課題を抱えていても相談する相手がなく、また、制度のはざまに孤立してしまい、生きづら

さを感じる方が増加しています。その中で、家族の形態の変化や、生活課題の複雑化、複合化した課題が顕著に表れ、一つの分野の制度の利用や、支援だけでは十分に生活課題に対応出来ない場合も増加しています。

こうした中、国においては、地域で生活するすべての人が関わり、人と人がつながることで地域共生社会の実現を目指すと言われています。地域共生社会の実現に向けまして、本市においては、令和6年度からの重層的支援体制整備事業の開始に向けて、現在取り組んでいるところです。

資料の2枚目の説明になりますが、重層的支援体制整備事業とは、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるような包括的な支援体制を構築するために、今までの制度で相談を受け止めることが出来ない事案や、世代や特性を超えた相談を受ける制度の属性を問わない相談支援、地域とつながりを持ち社会参加の促進を行う参加支援、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場所や居場所を整備する地域づくり、この3つの支援を一体的に実施する事業として、令和3年4月から社会福祉法の改正により創設されております。重層的支援体制は、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず包括的に受け止め、複雑化・複合化した事案は、各相談支援機関の連携のもと、支援ができる体制を構築するものです。

このように多様化・複雑化する福祉課題に対応するために、鈴鹿市社会福祉協議会の暮らしサポートセンターにコミュニティーソーシャルワーカーを配置しています。コミュニティーソーシャルワーカーは、支援が必要な人や地域に対して、援助を通して、地域と人を結びつけ、生活支援や公的支援活動を活用し、他機関・他分野との協働により課題解決に取り組む、本市が目指しております包括的支援体制の核となる存在です。

コミュニティーソーシャルワーカーが担う役割といたしましては、3つあり、まず個別支援になりますが、これは制度のはざまにある問題を明確にし、支援を必要としている人に対して、必要なサービスや支援につなぐことで解決を図るものでございます。具体的な支援といたしましては、相談の状況に応じまして、関係機関とともに、支援を行う家庭に訪問を行う、いわゆるアウトリーチ支援、あるいは個人の状況に応じ、就労を実現することを援助するための就労支援、安否確認や見守り、家事援助、社会参加の場の確保など、相談者の意思を尊重し、生活を支える生活支援があります。

次に地域支援です。これは地域にある人材や地域づくり協議会等の地域にあります団体との連携を図り、生活支援や地域住民との地域活動への働きかけや活動への支援を行うものです。

最後に仕組みづくりです。これは個別支援や、地域支援を効率よく行うために、関係機関と連携し、既存の制度では対応出来ない課題に対応するため、新

たな活動の開発や、地域活動を推進するためのつながりづくりに取り組むものです。

本市の現状におきましては、先ほど鈴鹿市社会福祉協議会のほうに配置という話をさせていただきましたが、令和4年度現在、4名体制で配置している状況です。地域における福祉課題に対応するため、体制を整える中で、個別支援、地域支援、仕組みづくりの3点について一体的な支援ができるよう取組を進めているところです。

令和6年度に重層的な体制を構築するという話をしましたが、6年度に向け、日常生活圏域単位での活動を視野に入れ、体制整備の充実を図っていくことを検討しています。

次に資料の1枚目を御覧ください。CSWの活動実績を報告します。

まず、1の相談件数についてですが、表のと通りの傾向として相談内容が多様化、複雑化しているケースがほとんどであることから、全体の約7割程度が、相談支援につながるまでに複数回の面談を要するような状況になっています。このため、支援者の数が増える以上に、延べ相談件数が増加する傾向になっています。

次に、2のCSWの配置により見えてきた課題としまして、内容をCSWから聞き取ったもの記載しています。

具体的な相談支援ための活動を行った結果、個別支援や地域支援に関しては、必要な分野ごとの適切な制度につなぐ役割を意識して、他機関と連携して取り組んでいます。しかし、実際に活動していく上では、同時に様々な課題も見えてきております。

主な課題として、10点ほど記載していますが、大きく分類を分けますと、まず1点が、複雑化・多様化する福祉課題に対して、これまで以上に、地域あるいは市全域での関係者のネットワーク、協力体制が必要であるということです。

2点目は、支援を必要とする方や御家族、住民の方から見て分かりやすい、利用しやすい体制が求められているという点です。

3点目は、困難ケースに対して、具体的に支援をできる仕組みが不足しているという点です。既存の制度では支援につながらないものもあり、新たな仕組みづくりや、社会資源の開発が求められるということです。

4点目は、相談支援の対象となる方へのアプローチの難しさです。家庭環境や生活背景が異なるなど、多様な市民の方々への相談支援を行うこととなることから、相談者との関係性を築くという行為が難しいということが挙げられます。

このほかにも、効果的な相談支援体制の構築に向けて、多くの課題がございます。

このような課題を解消するために、鈴鹿市社会福祉協議会や関係団体と協議・調整を行いながら、既存制度の相談員の活動と役割分担や、複雑化した生活課題の洗い出しなどを含め、対応してまいりたいと考えております。

次に、3のCSWの体制拡充に向けてでございます。

まず、(1)ですが、相談に対して、複数回の面談を要するなど、今後取組を拡充するにあたり、面談回数の増加が予想をされる中、相談支援機関との連携体制も含め、8つあります地域包括支援センターの日常生活圏域単位の活動を視野に入れ、円滑に対応できる人員体制の構築を検討します。

次に、(2)ですが、本市では、鈴鹿市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置していますが、この生活支援コーディネーターの活動内容については、私どもが進めておりますCSWの活動等と重なるケースも生じてくるということも考えられます。その中で、地域での取組内容や活動内容を調整しまして、効果的な支援につなげていけるよう、協議・調整を進めてまいりたいと考えています。

最後になりますが(3)について、高齢者における地域包括ケアシステムの体制などとも同様ですが、社会資源を効果的に開発することや、困難ケース、緊急ケースなどに対し、円滑に対応を行っていくために、市内全体で共通する課題を把握し、関係者間で協議・調整ができる体制につきましても、構築していきたいと考えていますので、令和6年度からの重層的支援体制の稼働に向け、今後とも御協力をよろしくお願いします。

(3) 報告事項

イ 身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理等について

【会長・議長（藤原）】

議事(2)番 報告事項 に移ります。「イ 身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理等について」、事務局より説明願います。

【事務局（中上）】

資料4 令和3年度意見書を御用意ください。

令和3年度に「身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理」を議題として、委員の皆様にご議論いただき、本市の現状・課題、課題解決に向けた方向性、実現のための取組について御意見をまとめて、前会長及び前副会長から市長にお渡しいただいたものになります。

この意見書の3番「実現のための取組」の「権利擁護体制の強化」、「身元保証がない方の入院・入所に係るガイドラインの作成」、「エンディングノートの活用やACPの周知啓発等、終活支援の推進」について、それぞれ現在の進捗

状況を報告いたします。

それでは、事項書の「(ア) 権利擁護体制の強化」に関しまして、鈴鹿市社会福祉協議会権利擁護グループの佐藤グループリーダーから報告いただきます。

【事務局（佐藤）】

資料5を御覧ください。日常生活自立支援センター及び鈴鹿市後見サポートセンターみらいの運営状況を報告します。

「1. 鈴鹿日常生活自立支援センターの運営」について、「(1) 令和4年度利用実績」は、合計207件の利用件数がありました。「(2) 実施体制」は、専門職4名、生活支援員15名で支援に取り組んでいます。

「2. 鈴鹿市後見サポートセンターみらいの運営」について、「(1) 成年後見制度についての相談受付」について、相談件数が208件ありました。相談内容は、金銭管理、財産管理、金融機関の手続き、不動産の処分、消費者被害、相続、債務整理、任意後見、後見人等支援についてです。「(2) 啓発活動の企画・開催」としまして、年間を通じて出前講座、研修会等の実施について、資料のとおり実績を上げさせていただいております。「(3) 法人後見の受任調整」ということで、現在受任件数が4件ございます。うち後見類型が3件、保佐類型が1件です。「(4) 運営委員会の開催」ですが、年4回開催いたしました。7名の運営委員の皆様により運営委員会を開催しています。

資料の裏面に移りまして、「(5) 中核機関の管理・運営」としまして、権利擁護ネットワーク会議の開催、基礎から学べる権利擁護講座の実施、市民向け成年後見入門講座の実施、成年後見推進に向けた課題解決会議の参加を実施しています。

【事務局（中上）】

次に「(イ) 身元保証がない方の入院・入所に係るガイドラインの作成」につきまして、地域包括ケアシステム推進室 室長の今西から進捗状況を報告いたします。

【事務局（今西）】

資料6を御覧ください。このガイドラインは、身元保証に関する考え方を整理し、身元保証人がいない場合の対応について、関係者間で共通認識を持つことで、医療機関や介護施設が抱える不安感、負担感を軽減するとともに、身元保証がない方でも必要な医療や介護サービスを受けることができるようにすることを目的としています。

これまで、介護支援専門員、病院、鈴亀地区老人福祉施設協会、在宅医療・

介護連携支援センターすずらん、基幹型地域包括支援センターをメンバーとして身元保証作業部会を開催し、ガイドラインの検討を行い、素案を作成いたしました。

また、庁内の担当部署による庁内部会を開催し、役割の確認を行いました。現段階では素案として取りまとめたものとなりますので、現場における考え方を整理するために御活用いただけるよう、今後医療や介護の関係者の方々と協議の場を設けていきたいと考えております。

なお、前回の地域ケア推進会議でも取り上げていただいたガイドラインを基本的な考え方とした身寄りがない方の身元保証に関する仕組みづくりを、市と社会福祉協議会のメンバーでワーキンググループを立ち上げて検討していく予定をしております。

【事務局（中上）】

次に「(ウ) エンディングノートの活用やACPの周知啓発等、終活支援の推進」について報告いたします。

エンディングノートの活用の周知啓発につきまして、鈴鹿市社会福祉協議会権利擁護グループの佐藤グループリーダーから報告いただきます。

【事務局（佐藤）】

もう一度資料5を御覧ください。裏面の「(6) エンディングノート（人生ノート）の周知啓発」について御報告いたします。

エンディングノートの周知啓発に関しまして、鈴鹿ふくし大学、土師地区サロン、権利擁護講演会、地域包括支援センター合同のケアマネジャーを対象とした情報交換会等で配布させていただいております。

また、地域包括支援センター8か所にも、常時50部設置して、周知啓発に努めております。

令和4年度に関しましては企業と協働し、エンディングノートに広告を入れて、幅広く地域住民に啓発を行いました。

【事務局（中上）】

ACPに関しましては、地域包括在宅医療ケアシステム運営会議の専門委員会である、ACP委員会で研修を重ね、専門職が普及啓発の方法などについて引き続き検討いただいております。今後市民啓発については、地域包括在宅医療ケアシステム運営会議と相談をしながら市の方で進める予定です。

こちらのほうに御出席の藤田先生にも、御協力をいただいております。

(3) 報告事項

ウ 第10次鈴鹿市高齢者福祉計画の策定について

【会長・議長（藤原）】

「ウ 第10次鈴鹿市高齢者福祉計画の策定について」、事務局より説明願います。

【事務局（中上）】

報告事項 ウ 第10次鈴鹿市高齢者福祉計画の策定については、高齢者福祉グループリーダーの笠井から報告いたします。

【事務局（笠井）】

それでは資料7を御覧ください。鈴鹿市高齢者福祉計画は、高齢者福祉の目標及び方向性を明らかにし、目標の実現に向けた方策を定める計画です。老人福祉法第20条の8に規定されている老人福祉計画となります。

将来必要な高齢者は市サービスの目標量を明らかにし、その提供体制を計画的に整備することをその内容とし、策定が義務づけられている計画となります。現在皆様に持っていただいている冊子は、令和2年度に作成したもので、計画期間については、令和3年度から令和5年度までの3年間となっております。

計画の趣旨・目的は、資料に記載のとおりですが、地域共生社会の実現を視野に入れつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、また高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するため、具体的な方策を明らかにするために作成した計画になります。

主な構成につきましては、前計画の取組から見えてきた課題、それから基本目標、地域包括ケアシステムの構築の方向性、計画の体系と具体的な取組の方向性、またアンケート調査結果等で構成されています。

この現計画が今年度最終年度を迎えますことから、新しく令和6年度から8年度を計画期間とする新たな計画を策定する必要があります。

本日の出席いただいている委員の皆様の中から、12名の方を選定させていただきまして、事前に御連絡をさせていただいていますが、高齢者施策推進協議会に、高齢者福祉計画策定委員会を設置し、次期高齢者計画の方向性や取組内容について審議を行っていただきます。

委員会につきましては、来週の木曜日に開催させていただきます。第1回の委員会を含め、全6回を予定しておりまして、昨年度広域連合が調査しましたアンケート結果、また庁内に設置する高齢者福祉計画検討委員会において検討した結果の資料をもとに、委員の皆様にご審議いただき、策定を進めていく予

定です。

また、今年度については、鈴鹿市の最上位計画である総合計画の前期基本計画、地域共生社会の実現を目指す地域福祉計画の次期計画の策定年度となっているため、関連する計画との整合性を図りながら高齢者福祉計画の策定を進めていく予定です。

(3) 報告事項

エ 第一層協議体の報告

【会長・議長（藤原）】

「エ 第一層協議体の報告」について、事務局より説明願います。

【事務局（中上）】

報告事項 エ 第一層協議体の報告についてですが、報告の前に、鈴鹿市高齢者福祉計画【第9次計画（2021～2023年度）】の冊子の最終102ページ、「6地域ケア会議の流れとその他の会議及び取組に関する相互作用のイメージ」を御覧ください。

こちらの緑色で示されているとおり、地域に不足する生活支援サービスの創出や関係者のネットワーク作りなどを行う生活支援コーディネーターが、地域の様々な方と協働による生活支援体制を整備するため、定期的な情報共有・連携強化の場として協議体を設置しています。

それでは、令和4年度の第一層協議体の開催状況について、生活支援コーディネーターの田中グループリーダーから報告いただきます。

【事務局（田中）】

それでは追加資料2と「支え合い×助け合い」のチラシを御覧ください。

鈴鹿市では、生活支援体制整備事業を推進するにあたり、有効かつ円滑に進められるよう、調整役として第1層に1名、第2層に4名の生活支援コーディネーターを配置しており、鈴鹿市社会福祉協議会の地域福祉グループの中に、計5名の生活支援コーディネーターが配置されている状況です。

令和4年度の第1層協議体の構成については、老人クラブ、自治会、民生委員等の方々に御協力いただいています。支え合い活動に取り組む7地区の地域づくり協議会について、「支え合い×助け合い」のチラシの中で、様々な活動内容を紹介していますので、また御覧いただければと思います。

第2層協議会については、8つの圏域のうち、第2層生活支援コーディネーター4名が2圏域ずつ担当しています。

第3層協議会については、28の地域づくり協議会の単位で様々な取組を進めていただいております。生活安全部や社会福祉部等、特に福祉に関する活動を進めている部会に対し、生活支援コーディネーターが定期的に関わりを持たせていただいております。資料に記載の①から⑥までのよく話題となる項目について、特に免許を返納された高齢者の外出・通院等の問題や、通いの場等の高齢者の居場所づくりに関し問い合わせを多数いただいておりますので、5名の生活支援コーディネーターが後方支援という形で関わりを持ち、その中で把握した課題については地域ケア推進会議で情報共有させていただきます。

(2) 協議事項

地域ケア会議の実績報告及び検討課題について

【会長・議長（藤原）】

地域ケア会議の実績報告及び検討課題について、事務局より説明願います。

【事務局（中上）】

協議事項 地域ケア会議の実績報告及び検討課題については、鈴鹿市基幹型地域包括支援センターの古市センター長から報告いただきます。

【事務局（古市）】

それでは、資料8を御覧ください。地域ケア圏域会議の実績報告ということで、令和4年度に開催した会議の報告書となっています。

この地域ケア圏域会議は、地域ケア個別会議において抽出された困難事例等の課題を、圏域のレベルで、テーマを設けて検討を行っている会議です。

8つの圏域に設置された地域包括支援センターが事務局となり、地域の専門職や関係者の方々に審議いただいております。

令和4年度は8つの圏域で全18回開催しています。地域性やテーマも様々であり、地域の高齢者の移動手段の確保や行方不明高齢者への対応、認知症高齢者の見守り支援の問題、個別課題から挙げられた高齢者のペット飼育の問題、高齢者の抱えるごみ出しの問題、ヤングケアラーの課題など、多岐に渡っています。

この地域ケア圏域会議の中で、多く取り上げられていたテーマにつきましては、「高齢者のごみ出しの問題」があります。この課題については、どの地域でも各福祉の専門職の皆様が課題として認識されていますので、今回はたくさんあるテーマの中からこの「高齢者のごみ出しの問題」について、委員の皆様に御意見等をいただければと思います。

【会長・議長（藤原）】

資料8にあるとおり、様々なニーズや課題が挙げられていますが、その中で特に多く挙げられている課題として「高齢者のごみ出し問題」があり、このことについて事務局から詳しく説明いただけるとのことです。

それでは、引き続き「高齢者のごみ出し問題」について、事務局より説明願います。

【事務局（古市）】

それでは、資料9を御覧ください。この資料については、「高齢者のごみ出し問題」ということで、個別課題やごみ屋敷の課題があります。

個別課題ですと、体力や認知機能の低下が起こり、生活行為全般に支障をきたすことで、ごみの分別や捨てるということ自体ができなくなるケースが多くあります。

また、高齢者のみ世帯だけではなく、複合的に課題を有している家族の世帯についても、適切なごみの廃棄ができないということで、いわゆるごみ屋敷になる事例も散見されています。このごみ屋敷については、支援する親族者が不在である場合や、地域の中から孤立している場合が多く、ごみが近隣から見えるようになると、苦情につながり、顕在化してきます。このほか、屋外から判断できなくなっているところや、近隣の方からの介入を断るという世帯もあり、生活環境が悪化してくるという事例も見受けられます。

各圏域の地域包括支援センターにごみ屋敷について相談が寄せられた場合、清掃もさせていただいています。対象は高齢者世帯ですが、中にはお子さんやお孫さんが障害を抱えていることがあるため、適切な清掃が必要であると感じています。

ごみの処分については、鈴鹿市から許可をいただき、可燃物・不燃物のごみの処分をしており、環境政策課に連絡をして、ごみの量や内容について説明をしています。実績としましては、令和4年度は17世帯に対して支援しており、延べ58回廃棄物処分施設を使用させていただいています。

次に、資料9の裏面を御覧ください。ごみ処理の問題の対策としては、介護保険によるフォーマルな支援や、地域の支え合い活動、ボランティア等のインフォーマルな支援があります。

「（１）支えあい活動」について、現在7地区の地域づくり協議会で地域住民の困りごとに対する支援等を実施しています。

フォーマルな部分でありますと、ヘルパーに支援に入ってくださいとあるほか、「（２）介護予防・生活支援サービス事業」というものがあり、有償で

すが、シルバー人材センターの会員の方にお手伝いいただいています。

それから「(3) 認知症支援福祉有償サービス「オレンジサポートかりん」」ということで、認知症の方のサービスとしてオレンジサポートというものがあり、その中で有償ですが、生活支援サービスや外出支援のサービス、ごみ出し支援のサービスを提供しています。

最後に先ほども申し上げましたが「(4) 訪問介護事業」ということで、家事支援としてホームヘルパーによるごみ出し支援を実施していただいています。

それぞれの活動にも課題があることから、ごみ出しの問題につながっているのではないかと感じています。

【事務局（中上）】

市内のごみ収集を担当しております、廃棄物対策課の職員が出席しておりますので、課題についてお話しさせていただきます。

【事務局（三谷）】

廃棄物対策課として、取り組んでいること、またこちら寄せられている課題等につきまして、説明をさせていただきます。

まず、この高齢者のごみ出しについて、私どもに寄せられているお声としては、やはり「高齢者の方のごみの分別が難しい」や、「ごみを分別しても集積場まで持っていくことがとても困難になってきている」といったことが最近多く寄せられてきています。こうした課題については、その事案が起こった自治会の皆様ともお話をしながら、そのごみ出しにどういった問題があるかということを取り上げています。

ごみの分別が出来ずに集積所に出される方については、収集業者が取り残しという形をとっており、そのごみ袋にこういった理由で収集出来ません、というシールを張って取り残してきているのが現状です。

ただし、この取り残しのごみについては、ごみ出しをされた方のところに戻るかというと、ごみ袋に氏名を書かないという自治会が多くありますので、基本はそのごみ集積場を管理していただいている自治会の皆様のお力によって、ごみを適正に処分・分別いただいて、次の収集日に改めて出していただくというかたちになっています。

このような方が多い自治会・地域について、廃棄物対策課としては、「ごみ博士」という説明会を行っておりまして、地域の要望があれば地域へ出向いて、ごみの分別や、高齢者の方にもう少し分別が分かりやすくなるような説明会を随時開催しています。ただ、この3年間については、やはりコロナの関係で開催が出来ていませんでしたが、今年度の4月以降は、そういった活動も復活し

てきていますので、支援を進めていきたいと考えています。

それから、集積所までごみを出せないというお声もやはり入ってきています。こういった方への支援については、先ほども御説明がありましたとおり市内 28 の地域づくり協議会で、様々な地域課題に対して取り組んでいる中で、ごみ出しに取り組んでいる実情があります。地域づくり協議会の皆様に対し、私ども環境部としましては、廃棄物処理法という法律の中で動いているのですが、この法律の枠内で活動していただくということが前提です。

どういうことかと申しますと、例えば、地域の皆様がごみ出しに困っている方のごみを、支援者が直接廃棄物処理場に持っていくという事例がたくさん見受けられました。これについては、無償であろうが、有償ボランティアであろうが、集積場ではなく、廃棄物処理場に本人以外のごみを直接持っていきますと、これは廃棄物処理法上違法となります。

ごみを集積場ではなく、処理場に持っていく場合は、収集運搬の許可というものを取っていただくことが前提となりますので、ごみ出しの支援を始めている地域づくり協議会に対して、環境政策課や鈴鹿市社会福祉協議会の皆様、当市の環境部局が一緒に入って、廃棄物処理法上の枠内で活動いただけるよう、昨年度から支援を進めてきております。

また、これから始める地域づくり協議会についても、私どもも中に入りながら、円滑にごみ出し支援が地域の中でできるように進めてまいりたいと考えています。

ごみ出しの課題については、今申し上げた施策で取り組んでいますが、個別の課題はこれからもまだまだ出てくると思いますので、市の福祉部局や鈴鹿市社会福祉協議会等の関係機関とともに、取り組んでいきたいと考えています。

【会長・議長（藤原）】

報告ということで、地域共生社会の実現に向けてのことや、権利擁護体制に関して後見サポートセンターの運営状況、身元保証のない方の入院・入所、ACPの問題等々について、お話しいただきました。

それから、この会議の議題として「高齢者のごみ出し問題」を検討するというので、事務局から提案いただき、現状の課題等を報告いただきました。

さて、ここからは、委員の皆様から御意見等をいただければと思いますので、所属とお名前をおっしゃった上で御発言ください。

【委員（寺田）】

地域ケア圏域会議を御報告いただきましたが、この件について、関連キーワードということで、ごみ出しをテーマにお話しいただきました。

ただ、キーワードの地域の移動手段について、市長のからもマスコミを通じて、3地区に対して、デマンド方式で考えていこうかという話も聞こえてまいります。

高齢者という観点からすると、支え合い活動の中で取り組んでいくべきものと、もう少し社会資源を使った方法というものが考えられると思います。来期の計画、もしくは今回のPDCAの中で、こういった高齢者の移動手段について、市の方向性も含めてひとつ議論願いたいところです。

【会長・議長（藤原）】

地域の移動手段等ということで、これはすぐにすぐ結論が出るわけでもありませんが、これについて市の担当部署のほうで何か御発言はありますか。

【事務局（中上）】

高齢者の移動手段については、先ほど言っていたように市がオール鈴鹿市で取り組まなければいけないと考えています。

長寿社会課で実施している移動支援については、地域づくり協議会が主体となって、生活に少しの支援があれば地域での生活が継続できるという方や、ちょっとした不自由がある方について、移動を含めた付き添い支援の実施を支援しています。

現在、28ある地域づくり協議会のうち、今年度申請した地域づくり協議会2か所を含め、7か所が移動を含めた付き添い支援を行っています。

また、前年度の実績については、病院の付き添いや外出の付き添い、買い物の付き添い等の実績がありました。

【会長・議長（藤原）】

それでは、次回も引き続き「高齢者のごみ出し問題」について取り上げていくということで御異議はありませんか。

【委員（齋藤）】

確かにごみの問題は重要な課題と思いますが、昨年度からの課題で、身寄りのない方の入院・入所のシステムをつくっていこうという話がありましたが、そちらも並行して進めるということでよろしいでしょうか。

【会長・議長（藤原）】

その問題については、今後も取り上げて、並行して進めます。

【副会長（藤田）】

ごみ屋敷のことについて、基幹型地域包括支援センターと各地域包括支援センターが協働でその処分を行っているということですが、これは元々地域包括支援センターの業務じゃないと思います。

支援せざるを得ないからやっているということを聞いていますが、今後このように支援をする方向なのでしょうか。

地域包括支援センターも分割されて、小人数になり、他の業務の兼ね合いもある中で、この件数を今後も続けるということに不安を感じるので、根本的に解決しないといけないと思います。

【事務局（古市）】

いわゆるごみ屋敷については、この4月と5月だけでも4回ほど支援に入りました。アパートの一室がごみだらけになっているところや、一軒家丸ごとごみだらけになっているところもあり、基本的には生活スペースをまずは確保しないと、福祉サービスもなかなか入れられないということがあります。

清掃をしてもまた同じようにごみを溜めてしまうということがあり、そういった課題を持っている世帯については、住み替えや施設に入所していただくといったことがあります。

これは地域包括支援センターの関わりの中で、起こっている課題であり、かなりの時間を要しますので、藤田先生の御意見のとおり、根本的にどのように向き合うのかということも、この会議で御意見いただければと思っています。

【会長・議長（藤原）】

その他御意見等がありますか。

【委員（菊山）】

ごみ出しについてですが、訪問リハビリを行う中で感じることは、やはりごみ出しができない方が多いということです。

先ほど報告がありましたが、ごみ出しができない原因は多様にあると思いますので、今後ごみ出しをどのように対応していくかというところで、まずは全体的に介護予防を進めることが大切であり、アンケート調査等を実施して、こういった原因でごみ出しができないのか、それに対してどのように対応していくべきかを検討することが今後必要だと考えます。

【会長・議長（藤原）】

その他御意見等がありますか。

【委員（玉田）】

移動の課題に関して、外出をする際の問題で、車道と歩道の段差があるところが多いということがあります。車椅子で移動または歩行器で移動するときに、前輪を浮かせないと乗れないという環境があります。

この問題をこの場で話をするべきか、担当部署につないでいただけるのかをお聞きしたいです。

【事務局（中上）】

バリアフリーという観点から、道路と歩道の段差が大きいため車椅子など支障があるのではないかと、それを解消していくにはどういう手続を踏めばいいかという御意見をいただきましたが、本日は担当部署がいませんので、現在鈴鹿市が取り組んでいる状況も含め、今後の方針等を確認させていただきまして、改めて報告させていただきます。

【会長・議長（藤原）】

その他御意見等がありますか。

【委員（山本裕）】

ごみ出し問題ですが、担当している方で、高齢者で一人暮らしの方ですと、燃えるごみとかプラスチックごみだとまだ軽いから出せるけれど、新聞紙や雑誌、ペットボトル、空き缶等であると、月に1回から2回程度しか収集されておらず、特に新聞紙は重くてごみを出せないという方が多数います。

ヘルパーが来ることはできるけれど、ごみ出しの時間に規定があるので、朝8時までには間に合わないということもあるので、ごみの種類によっても課題はそれぞれ違うのではないかなと思います。

【事務局（中上）】

地域ケア圏域会議で出た課題の中で、関連キーワードに書いてありますように、多岐にわたって問題が生じております。

移動手段の確保、行方不明高齢者の対応、認知症高齢者の見守り支援、これらについては、鈴鹿市で取り組んでいることがあります。

また、高齢者のペット飼育は新しい課題で、ヤングケアラーについても課題が出てきたところで、まだ詳細を把握していない状況です。

それから、外国籍の労働者の方々、そろそろ高齢になってきたということで、これも課題として挙げられています。

たくさん課題がある中で、1つ1つ整理していかなければならないことから、今回はごみ問題を提起させていただいた次第です。

今年度についてはこの「高齢者のごみ出し問題」について、次回以降検討いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

・・・異議なし・・・

【事務局（中上）】

それでは、次回以降も委員の皆様から御意見をいただければと思います。

【会長・議長（藤原）】

すべての議事が終了しましたので、事務局に会議の進行をお返ししたいと思います。

・・・議事終了・・・